



# NOSA は農家のために!!

# 農作物共済へのご加入にあたって

この説明書は、農作物共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- ■NOSAI で実施している農業保険事業は、農家(以下「加入者」といいます。)が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- ●事業の運営は、NOSAI および国で行っています。NOSAI と国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- ●掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け、減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から 共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。 ※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- ●大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- ■加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって 事実に反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合が あります。
- ●NOSAI が保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- ●加入に際し知り得た個人情報は、NOSAI が引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

#### お問い合わせ先

名称		住 所	TEL·FAX番号	対象エリア
中部グループ				
前橋支所	〒371-0847	前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231	伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ				
高崎支所	〒370-0084	高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市 (高崎市吉井町を除く)・ 安中市
藤岡支所	〒375-0014	藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・ 神流町・上野村
富岡支所	〒370-2316	富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市·下仁田町·南牧村· 甘楽町
北部グループ				
渋川支所	〒377-0203	渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423	吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・ 嬬恋村・草津町・高山村
沼田支所	〒378-0044	沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・ みなかみ町・昭和村
東部グループ				
太田支所	〒370-0341	太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311	みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館林支所	〒374-0029	館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・ 千代田町・大泉町・邑楽町
本 所	〒371-0847	前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域



備えの種をまこう。

# 農作物共済





羊馬県 / 群馬県農業共済組合



(2021年)



# ~農業保険への加入をおすすめします~

平成30年4月の法改正により、農作物共済(水稲・麦)は<u>当然加入制から任意加</u>入制へ変更となりました。

農作物共済は風水害、干害等気象上の原因による災害、病害、虫害および鳥獣害など不慮の災害等による損失が補填できる制度です。また、青色申告を実施している農家には、価格低下等も補償される収入保険があります。安心した水稲・麦経営が行われるように、経営内容等に合わせてどちらかへの加入をおすすめします。

※農作物共済に自動継続特約が付加できるようになりました。

# 加入できるのは?

水稲・麦の耕作面積の合計が10アール以上の農家(または生産組織) が加入できます。

●加入にあたっては栽培しているすべての耕地についてご加入ください。

# どんな災害が対象になるの?



風水害・干害等気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が対象となります。 農薬の誤散布による薬害、車両などの飛び込みによる損害、街路灯や看板などによる生育不良等に ついては対象外となります。

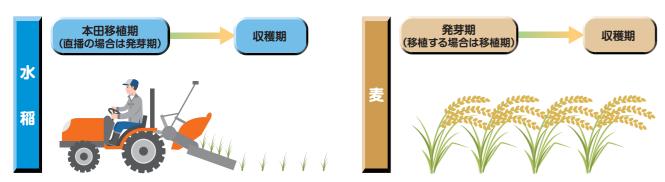
# 補償期間はどれくらい?

水稲は、本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫までです。 麦は、発芽期から収穫までです。

※収穫とは適期に刈り取ることをいいます。

※ほ場乾燥中は通常の乾燥時期に発生した災害に限り、補償の期間内です。

※ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。



# どんな補償の方式があるの?

補償の方式と補償割合を併せて選択ができます。また、一筆方式以外の方式に付加できる特約があります。

いっぴつ

#### ■一筆方式(令和3年産までで廃止)

耕地ごとに基準収穫量の7割を補償し、基準収穫量の3割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により、基準収穫量の6割、または5割を補償する方式を選択することができます。

\_\_ はんそうさい

#### ■半相殺方式

農家ごとに基準収穫量の8割を補償し、被害耕地の減収量の合計が基準収穫量の2割を超える こととなったときに共済金を支払う方式です。

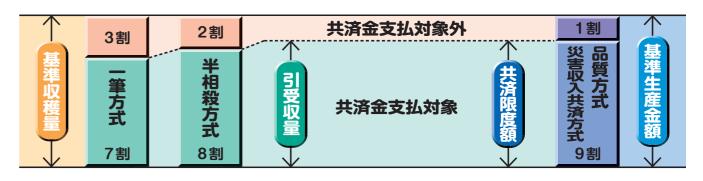
※農家の選択により、基準収穫量の7割、または6割を補償する方式を選択することができます。

#### ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

農家ごとに過去5年間の出荷実績により算出した基準生産金額の9割を補償し、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ基準生産金額から生産金額を差し引いた額が、基準生産金額の1割を超えることとなったときに共済金を支払う方式です。

- ※農家の選択により、基準生産金額の8割、または7割を補償する方式を選択することができます。 また、付保割合も選択することができます。
- ※次の要件を満たす農家が加入できます。

収穫物のおおむね全量を、ライスセンターやカントリーエレベーター等施設に出荷し、その 施設等から過去5年間の品種・出荷規格ごとの数量および販売価格等の資料提供が得られ、今 後も出荷することができる農家の方が加入できます。



#### ■地域インデックス方式

農家ごと統計単位地域ごとに基準収穫量の9割を補償し、基準収穫量の1割を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

※農家の選択により基準収穫量の8割、または7割を選択することができます。

#### ■一筆半損特約

一筆方式以外の方式に付加できる特約で、被害ほ場の減収量の合計が一定割合に満たない場合でも、耕地ごとで5割を超える減収量(半損以上)がある場合に、耕地ごとに半損被害として計算した共済金を支払います。



## 基準となる収穫量は?

#### ■一筆方式・半相殺方式

過去一定期間の10アール当たり収穫量を基に、県知事から指示された数量を基準として地域ごと に10アール当たり基準収穫量を定めています。

#### ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

過去5年間の出荷実績等および、品種別の規格ごとの品質指数により、農家ごとに10アール当た り基準収穫量を定めています。

### 基準収穫量

= 過去5年間の出荷実績等×品種別の規格ごとの品質指数×引受面積

#### ■地域インデックス方式

統計単位地域ごとに統計単収の過去5か年中中庸3か年の平均により10アール当たりの基準 収穫量を定めています。

# どれくらい補償してくれるの?

共済金額(補償額)は、選択した引受方式・補償割合に応じて計算 されます。

■一筆方式・半相殺方式・地域インデックス方式

#### 共済金額

= 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 引 受 収 量

- ※引受収量は、基準収穫量に農家が選択した補償割合を乗じた収量です。
- ※1kg当たり共済金額は、水稲・麦ごとに毎年農林水産大臣が定めた金額から、農家が選択した金額です。 (選択の申し出がない場合は、前年度の補償割合および同位の1kg 当たり共済金額を適用します。)
- ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

#### 共済金額

基 準 牛 産 金 額 × 補 僧

- ※基準生産金額は、過去5年間の出荷実績を基に産地銘柄ごとの1ka当たり単価を乗じた10アール当たり基準生 産金額に、引受面積を乗じた金額です。
- ※補償割合は農家が選択した補償割合です。
- ※補償割合と別に、選択した補償割合を超えない範囲で90%・80%・70%の付保割合を選択できます。(選択 の申し出がない場合は、前年と同じ付保割合とします。)

# 掛金はどれくらい?

水稲の共済掛金は掛金総額の半額を、麦の共済掛金については半 額以上を国が負担します。

なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

▶ = 共済金額(補償額)×掛金率

庫負担掛 金 = 額

農家負担掛金=掛金総額-国庫負担掛金

※麦の国庫負担割合は、引受方式および麦の種類により、50%~53%の負担割合となります。

# 被害が発生したら?

# 農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

いずれの加入方式に加入しても、災害の発生の都度、その状況をNOSAI(または地元共済役員)に 連絡してください。連絡がない場合には、減収があっても共済事故の対象とすることができません。 ※半相殺方式の場合は、被害申告耕地における10アール当たりの収穫量を見積もって申告していた だきます。

#### 【 損害評価の方法は?

# 損害評価は、地元共済役員の協力を得て通常収穫期に行います。

■一筆方式・半相殺方式

被害申告された全耕地(半相殺方式は農家ごとに抜き取った一定量の耕地)について、悉皆調

査(検見による収量の見積り)により10アール当たりの収穫量を調査し、その結果を検証するた め被害申告耕地の中から一定量の耕地を抜き取って、実測により10アール当たりの収穫量を調査 します。

# ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式

被害申告された農家の全耕地の被害状況を確認し、出荷施設等への出荷終了後、出荷先の出荷資料 に基づき出荷量および品質を調査し農家ごとに生産金額を算出します。

#### ■地域インデックス方式

農家ごと統計単位地域ごとに被害申告された耕地を確認し、その年産の統計単収と基準統計単収 の差から算出します。



※収穫皆無・移植(発芽)不能・すき込み等耕地については、発生の都度調査 しますので、災害の発生があった場合には速やかにNOSAIへ連絡してく ださい。すき込み等を行う場合に、NOSAIに連絡が無い場合は、事故確認 ができないため共済事故の対象とすることができません。

※共済事故以外の原因により減収した量は、分割評価を行います。

3



# 共済金の計算は?

# 共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収、 または生産金額の減少に対し共済金を支払います。

麦については、平成 27 年産から経営所得安定対策の「畑作物の直接支払交付金」の支払方法が 見直され、「面積払交付金」が当年産の作付面積に応じ、数量払交付金の内金として支払われる方 法に変更されました。これに伴い、麦の収量が一定収量を下回った場合に共済減収量の一部を減ら す調整が行われます。

■一筆方式(耕地ごとに計算を行う方式)

金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量

共済減収量 = 引受面積×(引受単収-組合評価単収)

- ※耕地ごとに損害評価を行い、耕地ごとに共済金を算出します。
- ■半相殺方式(農家ごとに計算を行う方式)

共 済 金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量

共済減収量 =耕地ごとの減収量の合計-共済金支払対象外収量

(基準収穫量の2~4割)

- 無被害および増収耕地は、基準収穫量をもって算定されます。
- ※耕地ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。
- ■水稲品質方式・麦災害収入共済方式 (農家ごとの施設計量結果に基づき計算を行う方式)

共 渚 金 = (共済限度額-生産金額)×(共済金額/共済限度額)

- ●共済限度額…基準生産金額に補償割合を乗じたものです。補償割合は、9~7割の範囲で農家が 選択した割合です。
- ●生 産 金 額…農家ごと、銘柄ごと、規格ごとの出荷量に、引受時の1kg当たりの単価を乗じた合計 金額です。 (農家ごとの最終の手取り金額ではありません。)
- ※出荷施設計量結果による生産金額に基づき、農家単位で共済金を算出します。
- ■地域インデックス方式(農家ごと統計地域単位ごとに計算を行う方式)

共 済 金 = 1 kg 当 た り 共 済 金 額 × 共 済 減 収 量

共 渚 減 収 量 | = 引受面積 × (基準単収 — 統計単収) - 共済金支払対象外収量

(基準収穫量の1~3割)

※耕地の所在する統計地域ごとに損害評価を行い、農家単位で共済金を算出します。

# 分割評価とは?

通常行うべきほ場管理等・肥培管理等および病害虫防除等が粗放または不行き届き等、共済事故 以外の原因による減収と、共済事故による減収が同時に生じた場合には、それぞれの減収を分けて 損害評価を行います。

このとき共済事故以外の原因による減収量を分割減収量とし、この部分の減収を差し引いて共済 金を支払います。

#### 1. 分割評価の方法

被害調査の際、次の事項に該当する場合に分割評価を行います。

#### 2. 分割評価に該当する例

#### 《ほ場管理等》

- ●土地条件に適合する栽培方法でないため減収が見られる。
- ●肥料・土壌改良資材の未実施等、土づくりが適切でない。
- 鳥獣害に対する防護用の施設が完備されていない。
- ●水田麦作で地下水位の高い耕地において、排水溝・排水路等が設置されていない。

#### 《肥培管理等》

- ●播種(移植)時期および播種(移植)量が適切でない。
- ●除草管理が不適切なため、雑草が繁茂している。
- ●収穫適期に刈り取りが行われていない。

#### 《病害虫防除等》

- ●種子消毒および標準的な防除が実施されていない。
- 病害虫被害発生時における適期防除が実施されていない。
- ●農薬の使用方法等が適切でない。

#### 3. 麦のすき込みに対する分割評価

共済事故を原因とする発芽不能や生育不良等により、収穫の見込が無い場合等によりすき込み を行う場合には、現地評価を行い生育ステージごとの標準的防除・肥培管理等を判定して、すき 込みの基準表により分割評価を行います。

すき込みを行う場合には、現地調査が必要となりますので、必ず NOSAI に被害申告を行っ てください。申告せずにすき込みを行った場合には、共済事故として認められませんのでご注意 願います。

# 損害防止事業

NOSAIでは農薬の配布、器具の貸与等を行い被害の未然防止 に努めています。